社会福祉法人 長野りんどう会　役員等報酬規程

（目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人長野りんどう会の役員、評議員及び第三者委員の報酬について定めるものである。

（定義）

第２条　本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

２　報酬は、法人と委任関係にある役員、評議員及び第三者委員の職務執行の対価として支払われるものである。

（理事の業務報酬）

第３条　理事が、理事会及び評議員会に出席し、並びに法人の他の業務（以下「理事の業務」という。）を行ったときは、４時間を単位として別表1により報酬を支払うことができる。

２　交通費については、その実費を支払う。

（監事の業務報酬）

第４条　監事が、法人及び施設の実地指導（監査）への立会及び運営状況の指導または監査業務（以下「監査業務」という。）を行った場合は、一日を単位として別表２により報酬を支払うことができる。

２　監事が、理事会及び評議員会に出席及び法人の監査業務以外の他の業務を行ったときは、４時間を単位として別表１により報酬を支払うことができる。

３　前２項の業務を同一の日に行った場合は、監査業務の報酬を支払うものとする。

４　交通費については、その実費を支払う。

（評議員の業務報酬）

第５条　評議員が、評議員の業務を行ったときは、４時間を単位として別表1により報酬を支払うことができる。

２　交通費については、その実費を支払う。

（理事長及び副理事長の業務報酬）

第６条　副理事長が理事会及び評議員会以外の日において、運営会議への出席等法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、一日を単位として別表２により報酬を支払うことができる。

なお、同一日にあわせて理事会、評議員会等出席及び法人の他の業務に当たった場合は、その業務については報酬を支払わない。

２　交通費については、その実費を支払う。

（常務理事の業務報酬）

第７条　理事長及び常務理事の報酬は月額とし、別表３により支払うものとする。

　　なお、第３条の規定は適用しない。

２　交通費については、その実費を支払う。

（第三者委員の業務報酬）

第８条　第三者委員が理事会及び評議員会に出席したときは、４時間を単位として別表１により報酬を支払うことができる。

なお、同一日にあわせて第三者委員に係る業務及び法人の他の業務を行った場合も同様とする。

２　第三者委員が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の苦情対応の業務にあたった場合は、４時間を単位として別表１により報酬を支払うことができる。

３　交通費については、その実費を支払う。

（業務報酬の支払方法）

第９条　理事、監事、評議員及び第三者委員の業務報酬は、その業務を

う。

３　常務理事の業務報酬は、毎月１日から末日までの分をその月の２０行った月の分を翌月の２０日に銀行振込の方法により支払う。

２　理事長及び副理事長の業務報酬は、第６条に規定する業務を行った場合は、その業務を行った月の分を翌月の２０日に銀行振込の方法により支払日に銀行振込みの方法により支払う。

（出張旅費等）

第１０条　役員、評議員及び第三者委員が法人業務のため出張する場合は、一日を単位として別表第４により報酬及び旅費を支払うことができる。

２　旅費は実費を弁償する。

３　業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

４　旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後清算することができる。

５　常務理事の出張旅費については、本条第１項から第４項までを適用せず、社会福祉法人長野りんどう会旅費規程を適用する。

（適用除外）

第１１条　施設の職員を兼務する役員には、この規程を適用しない。

（改正）

第１２条　本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

附　則

　この規程は、平成１７年４月１日より適用する。（役員等報酬及び費用弁済規程）

　この規程は、平成２５年４月１日より適用する。

　この規程は、平成２６年４月１日より適用する。

　この規程は、令和２年３月３１日より適用する。

　この規程は、令和４年１月１日より適用する。

　この規程は、令和６年４月１日より適用する。